

定 款

第 1 条～ 4 0 条

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、ニプロ株式会社と称する。

英文では、NIPRO CORPORATION とする。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 硝子製品の加工、販売および輸出入
2. 硝子工事業
3. 陶磁器の製造、販売および輸出入
4. 硝子加工機械・器具の製造、販売および輸出入
5. 医科用医療および動物用医療機械器具などの医療機器の製造、販売、輸出入業
および修理業ならびに賃貸業
6. 輸血輸液等に必要な器具類、医療器具類の販売、輸出入および代理業ならびに
賃貸業
7. 医薬品、体外診断用医薬品、再生医療等製品、研究用消耗品、医薬部外品、試
薬、化粧品、工業薬品、化学薬品、農業薬品、動物用医薬品、燃料用ガス類、
毒物・劇物、計量器、その他化学工業製品の製造、販売ならびに輸出入業
8. 医療機器および医薬品類の原材料の製造、販売および輸出入業
9. 理化学検査および臨床検査用機械器具ならびに理化学用・医療用硝子器具の製
造、販売および輸出入業ならびに賃貸業
10. 試験管、ビーカー、薬瓶等の理化学用医療用ガラス器具の販売および輸出入
11. 薬局の経営
12. 医療器具用ゴム栓、医薬用ゴム栓などの医療用ゴム製品、パッキン類などの
工業用ゴム製品およびゴム製キャップ類の製造、販売および輸出入
13. 天然・合成ゴム原料の販売
14. 液剤保存用容器などの医療用、工業用プラスチック製品の製造、販売および
輸出入
15. アルミニウム、銅、亜鉛、チタニウム、ニッケル等非鉄金属およびその合金、
ならびに鉄や鉄を主体とした金属からなる鋳塊板、管、棒、条、鍛圧品、鋳
物の製造ならびに販売
16. 家庭用・工業用の紙、セロハン、プラスチック、ビニール等包装用品の加工
および販売
17. 研磨材、砥石の製造ならびに販売
18. ガソリン、灯油、軽油、重油、潤滑油、パラフィン、アスファルト、グリー
ス等の販売

19. 熱間、冷間圧延業、冷間ロール成型形鋼製造業および鋼管製造業ならびに伸鉄業
20. 食料品、家庭用雑貨、衣料品、家具、インテリア製品、寝具、靴・履物、家庭用および工業用電気製品、文房具、事務用品、煙草、酒類、米穀、塩、古物の販売および輸出入業
21. 菓子の製造ならびに販売
22. 食肉・魚介類の加工および販売
23. へちまの葉、高麗人参、アマチャヅル、はとむぎ等を原料とする食品の製造加工販売および輸出入
24. 郵便切手・印紙等の売捌
25. 飲食店の経営
26. スーパーマーケットの経営
27. クリーニング業
28. 簡易サウナ風呂の設備機器およびバーベル、ロードランナー、ベルトマッサージ等健康機械器具の製造、販売および輸出入業
29. 不動産の売買、管理、仲介ならびに賃貸
30. 駐車場の経営
31. 生命保険の募集に関する業務ならびに損害保険代理業
32. 貨物運送取扱業
33. スポーツ施設および文化教室の経営
34. ゴルフ・テニス・水泳などのスポーツクラブの会員権の売買
35. スポーツ用品の販売ならびにレンタル業
36. 旅行業法にもとづく旅行業者代理業
37. ゴルフ場の経営・キャンプ場の経営ならびにヨットハーバーの管理業
38. リハビリテーションを目的とする医療保養施設の経営
39. 電気通信事業法にもとづく通信回線利用加入者の募集およびその利用権の販売促進に関する代理店業務
40. 総合リース業
41. 貸金業
42. コンピュータソフトウェアの制作および販売、コンピュータハードウェアおよびその附属機器の販売
43. 建築、設備、土木等に関する工事の施工および請負
44. 医療設備機器の運搬、据付ならびに付帯関連工事の請負
45. 古物営業法に基づく古物商
46. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府摂津市におく。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、400,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第 165 条第2項の規程により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 当社の株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(単元未満株式についての権利)

第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第1項の規程による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に定める請求をする権利

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役

会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当社は、株主名簿管理人をおく。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこの取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。取締役社長に事故または差し支えあるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

- 第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行

使することができる。

2. 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 19 条 当社の取締役は、20 名以内とする。

(選 任)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し議長となる。代表取締役に事故または差し支えがあるときは取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(決議方法)

第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役および役付取締役)

第 24 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議により、取締役のうち必要な員数の会長、社長、副社長、専務、常務その他の役付取締役を選定することができる。

(取締役会規則)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規程により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規程により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の限度に限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 28 条 当会社の監査役は、6 名以内とする。

(選 任)

第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集)

第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(決議方法)

第 32 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(常勤の監査役)

第 33 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会規則)

第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規程により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規程により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の限度に限定する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 38 条 当社は、会社法第 459 条に基づき、剰余金の配当、その他の剰余金の処分については、取締役会の決議によってこれを行うことができる。

(中間配当)

第 39 条 当社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

2. 前項の金銭には、利息を付けないものとする。

〈改 定〉

(昭和 6 1 年 6 月 2 9 日 一部改定)

(昭和 6 2 年 6 月 2 6 日 一部改定)

(昭和 6 3 年 6 月 2 9 日 一部改定)

(平成元年 6 月 2 9 日 一部改定)

(平成 3 年 6 月 2 7 日 一部改定)

(平成 6 年 6 月 2 9 日 一部改定)

(平成 7 年 6 月 2 9 日 一部改定)

(平成9年6月27日 一部改定)
(平成10年6月26日 一部改定)
(平成12年6月29日 一部改定)
(平成14年6月27日 一部改定)
(平成15年6月27日 一部改定)
(平成16年6月29日 一部改定)
(平成17年6月29日 一部改定)
(平成18年6月29日 一部改定)
(平成21年5月15日 一部改定)
(平成21年6月26日 一部改定)
(平成22年6月25日 一部改定)
(平成23年10月1日 一部改定)
(平成27年6月26日 一部改定)
(令和4年6月28日 一部改定)
(令和4年9月1日 一部改定)
(令和5年6月28日 一部改定)
(令和5年10月1日 一部改定)
(令和6年6月26日 一部改定)
(令和7年6月26日 一部改定)